

## 軽度者に係る福祉用具貸与費例外給付の確認方法について

### 1 軽度者に係る福祉用具貸与費について

軽度者（要介護1、要支援1又は要支援2である者。ただし、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）については要介護2及び要介護3の者も含む。）に係る福祉用具貸与については、その状態像から見て使用が想定しにくい種目が定められており、保険給付の対象外となっています。ただし、厚生労働大臣が定める状態像に該当する者については、軽度者であっても例外的に給付が可能とされています。

### 2 例外的に給付が可能な場合について

(1) 原則として、表1の定めるところにより、要介護認定基本調査の直近の結果を用いて、その要否を判断し、福祉用具ごとに定められている基本調査結果に該当する場合であれば、福祉用具の貸与が可能になります。基本調査結果に該当する場合であっても、適切なケアマネジメントにより福祉用具の必要性を判断してください。基本調査結果によって福祉用具の貸与を判断した場合は、確認に用いた認定調査票の写しをサービス記録とともに保存するようにしてください。また、福祉用具貸与事業者は認定調査票の必要部分の写しを渡すようにしてください。

表1 福祉用具貸与の判断基準

保険給付対象外種目	厚生労働大臣が定める者	厚生労働大臣が定める者に該当する基本調査の結果
車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に歩行が困難な者  (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 歩行「3.できない」  —
特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に起き上がりが困難な者  (2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 起き上がり「3.できない」  基本調査1-3 寝返り「3.できない」
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り「3.できない」
認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (1) 意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 意思の伝達 「1.調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外  又は 基本調査3-2 毎日の日課を理解 3-3 生年月日や年齢を言う 3-4 短期記憶 3-5 自分の名前を言う

		<p>3-6 今の季節を理解する 3-7 場所の理解 のいずれか「2.できない」</p> <p>又は 基本調査3-8 徘徊 3-9 外出すると戻れない 4-1 被害的 4-2 作話 4-3 感情が不安定 4-4 昼夜逆転 4-5 同じ話をする 4-6 大声をだす 4-7 介護に抵抗 4-8 落ち着きなし 4-9 一人が出たがる 4-10 収集癖 4-11 物や衣類を壊す 4-12 ひどい物忘れ 4-13 独り言・独り笑い 4-14 自分勝手に行動する 4-15 話がまとまらない のいずれか「1.ない」以外</p> <p>その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。</p> <p>基本調査2-2 移動「4.全介助」以外</p>
	(2) 移動において全介助を必要としない者	
移動用リフト（つり具の部分を除く）	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 日常的に立ち上がりが困難な者</p> <p>(2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者</p> <p>(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者</p>	<p>基本調査1-8 立ち上がり「3.できない」</p> <p>基本調査2-1 移乗「3.一部介助」又は「4.全介助」</p> <p>—</p>
自動排泄処理装置	<p>次の<u>いずれにも</u>該当する者</p> <p>(1) 排便が全介助を必要とする者</p> <p>(2) 移乗が全介助を必要とする者</p>	<p>基本調査2-6 排便「4.全介助」</p> <p>基本調査2-1 移乗「4.全介助」</p>

(2) 該当する調査結果がない場合（表1の車いす及び車いす付属品で日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者及び移動用リフトで生活環境において段差の解消が必要と認められる者）

は、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言ができる方が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断をすることとなります。なお、判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととします。

(3) 該当する調査結果がない場合で表2の(i)から(iii)のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見により判断され、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であることが判断された場合については町に例外給付届出書（以下「届出書」）を提出してください。町での確認によって貸与が適切であると判断した場合は、福祉用具の利用が可能になります。

**表2 軽度者に係る福祉用具貸与が認められる場合の状態像**

(i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める者（表1）に該当する者（例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）
(ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める者（表1）に該当することが確実に見込まれる者（例 がん末期の急速な状態悪化）
(iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から厚生労働大臣が定める者（表1）に該当すると判断できる者（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、えん下障害による誤えん性肺炎の回避）

表2の状態は例として示されているものですので、表2の状態でない軽度者についても(i)～(iii)の状態であると判断する場合があります。